令和7年4月から新たな農地貸借がはじまります

農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、**令和7年4月から**農地貸借手続が次のようになります。

「現行 農地の貸借手続は次の3通り]

- ① 農地法3条に基づく農業委員会の許可
- ② 市町が定める農用地利用集積計画の公告(基盤法) ※いわゆる相対契約
- ③ 農地中間管理機構(公社)が定める農用地利用配分計画の公告(機構法)

②と③が統合一本化

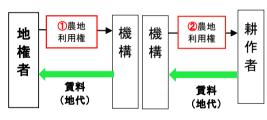
令和7年4月以降

- ① 農地法第3条に基づく農業委員会の許可
- ② 農地中間管理機構(公社)が定める農用地利用集積等促進計画(促進計画)の公告(機構法)による手続き(2段階方式、一括方式)

促進計画による農地貸借の手続について(概要)

転貸契約による手続き(2段階方式)に加え、これまでの相対契約に代わるものとして3者での契約手続き(一括方式)ができるようになります。どちらかの契約事務を選択できます。

2段階方式(転貸契約による手続き)



概要

- ・契約設定期間は、基本10年
- ・賃料の徴収・支払は機構を経由して実施

概要

- ・契約設定期間は、短期も可
- ・賃料は、地権者と耕作者間で直接やりとり

○よくある質問

- O いつから何が変わりますか?
- A 令和7年4月以降の利用権設定については、機構法での契約に変わることから新しい様式による手続きとなります。具体的な手続きの流れはこれまでと大きく変更はございません。
- O 契約期間が満了していない相対契約の取り扱いは?
- A 現在契約している相対契約は期間満了まで継続されます。契約期間満了後、更新される場合は新しい様式での手続きとなります。最寄りの農業委員または農地利用最適化推進委員にご相談ください。